



302,600	303,400
299,300	300,100
296,000	296,800
292,700	293,500
279,700	281,500
265,700	268,000
252,200	254,500
238,300	241,000
224,600	227,500
207,000	210,500
189,900	193,500
172,600	176,500
155,000	159,500
137,000	142,000
118,700	124,500
100,800	107,000
76,200	87,000
51,900	67,000

を に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

病 院 局 管 理 規 程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第一号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三十万九千二百円」を「三十一万円」に改め、同条第二項中「三十六万九千五百円」を「三十七万四五百円」に改める。

附 則

（施行期日等）

購読料 本号 一部 六円

1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。（給与の内払）

2 新給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の規定により支給された給与は、新給与規程の規定による給与の内払とみなす。

告 示

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百三十一号

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱（平成十二年千葉県告示第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県

購読申込先 〇四三(二二三)二六五八